



紋別署交通NEWS

ストップ・ザ・交通事故

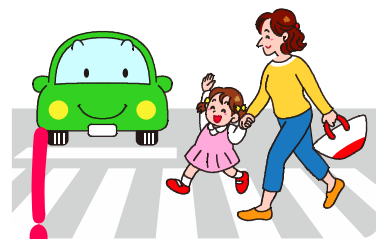
令和7年4月24日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.23



交通ルールを守るモン！！



横断歩道は歩行者優先！！



ドライバーのみなさんは、横断歩道は歩行者が優先であることを再認識し、横断歩道を通過するときや、交差点での右左折の際は、横断歩行者に十分配慮して、走行しましょう。

①手前で止まれる速度で接近

横断歩道に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、横断歩道の手前で停止できるように速度を落として走行しなければなりません。

②歩行者の横断を妨げない

歩行者が横断しているときや、横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し、かつ、その歩行者の横断を妨げてはいけません。

③停止車両の手前で一時停止

横断歩道の手前で停止している車両の横を通過するときは、停止車両の前方に出る前に、一時停止しなければなりません。

④追い抜き・追い越しは禁止

横断歩道の手前30メートル以内では、前方を走る車両を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

「ハンドサインでストップ運動」推進中！！

信号機の設置のない横断歩道において、歩行者とドライバー相互の意思疎通を図る横断方法等を実践することにより、歩行者の安全確保し、重大事故の抑止を目的とする運動です！！

ありがとう！！

お先にどうぞ！！

渡ります！



♪♪いつも心に安全運転♪♪

ルールを守って
思いやり運転！！



●●●北見方面紋別警察署●●●